

2014年9月市議会一般質問（案）

2014年9月6日現在

21番 日本共産党 福間 健治

21番、日本共産党の福間健治です。通告に基づき、4項目について質問します。

1、災害対策

8月20日未明に発生した広島市の土砂災害は、多数の死者・行方不明者をだし、豪雨による土砂災害では、最大規模の甚大な被害をもたらし、二次災害も懸念され、現在千数百名が非難生活を余儀なくされています。亡くなった方とご家族、被害を受けたすべての方々に、心からお見舞いを申し上げます。行方不明者の救出と被害を受けた方の救援に、政府も自治体も全力をつくすことが求められます。食事や住宅の確保とともに、電気や水道などインフラの復旧が最優先です。日本共産党も災害対策本部を設置し、復旧ボランティア活動、救援募金にとりこんでいます。

この災害を目の当たりにした市民からは、家の裏山が心配などの声も数件よせられています。大分県は、がけ崩れなどの恐れのある「危険箇所」は、1万9,640カ所と全国で5番目となっています。県が指定した警戒区域は3,442カ所特別警戒区域3,165カ所、大分市はそれぞれ40箇所となっています。警戒区域の指定率は全国平均の68%を大幅に下回って17%にとどまっています。

豪雨などによる土石災害から市民の安全を守るために、対策の強化が強く求められていると考えます。対策強化の基本姿勢について見解を求めます。

2、国民健康保険について

●「都道府県化」について一市町村国保を「都道府県単位」に寄せ集めて市町村の一般会計繰入をなくし、都道府県や広域組織の監視のもとで収納対策や医

療費削減を推進するという路線は、この間、都道府県による「広域化等支援方針」策定について、一般会計繰り入れによる赤字補填分を解消するために国保税の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化策をおこなうよう通達で号令をかけています。また国保税の所得割の計算方法を統一するため、地方税法、国保法施行令を改定し、「旧ただし書き方式」への統一などの措置が実施されてきました。

8月8日には、国民健康保険の基盤強化に関する国と地方の協議の中間整理案が発表されています。その内容は①国民健康保険の財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方策、②都道府県と市町村の役割分担のあり方などです。

国庫負担削減、加入者の「貧困化」を放置したまま、公的医療費の抑制や自治体業務の効率化をねらった「都道府県単位化」に、懸念の声が上がっています。そこで質問しますが、国保の「都道府県化」により被保険者になんらかのメリットはあるのでしょうか。見解を求めます。

●財政健全化計画

○低所得者への軽減対策

大分市国民健康保険事業財政健全化計画(案)(平成26年度～平成29年度)について、運営協議会で報告がありました。

加入世帯は微増、被保険者数は微減(単身世帯増)、人口に占める加入率も微減、年齢構成は65歳以上の増加、職業別では農林水産業者・自営業が15%で推移するなか、年金生活無職者40%、派遣労働・パート30%と増加し、加入世帯の所得構成は100万円以下約60%となっています。

平成25年度の一人当たりの調定額は、92,284円と前年より若干低下していますが、法定軽減被保険者数51,8%を占めています。被保険者の所得が年々下がるなかで、軽減されても重い負担となっています。そのことは滞納世帯の増加にも色濃く表れています。

低所得世帯への軽減対策をさらに強化すべきと考えますが、見解を求めます。

○**保険証の交付について**一 国保料（税）滞納を理由に、保険証を取り上げられて「資格証明書」に置きかえられた世帯は全国約30万世帯にのぼります。自治体に「短期保険証」を「留め置き」にされ、事実上の無保険状態とされている人、「派遣切り」などで健保を追い出され、国保にも「未加入」のまま無保険となっている人も多数にのぼります。こうした「資格書・無保険」の人が、医者にかかれず、重症化・死亡する事例が全国で多発しています。政府の国保「広域化」路線のもと、資格証明書の発行を控えている自治体が、“同一県下の滞納制裁に熱心な自治体”と比較され、制裁の実施・強化をせまられる動きも加速しています。国民の命と健康をまもる公的医療保険が、住民の生活苦に追い打ちをかけ、医療を奪うことなどあってはなりません。本市でも平成25年度、資格証明書交付2,849件、短期被保険者証交付4,729件となっています。保険証取り上げの制裁措置を規定した国保法第9条の改正を要求し、保険証取り上げをきっぱりとやめるべきです。見解を求めます。

○**収納対策**一 「収納率向上」のかけ声のもと、生活苦や経営難で国保料税を滞納せざるを得なくなった人に対する無慈悲で強権的な差し押さえが全国で大問題となっています。役所と相談して分割納付をしている人に、突然、財産を差し押さえると通知が送られる。給与・年金などの生計費相当額は法律で差し押さえが禁止されているのに、銀行に振り込まれた瞬間からそれを「金融資産」と扱って差し押さえるなど、行政側の脱法行為も各地で横行しています。年金が振り込まれる銀行口座を“凍結”された高齢者が餓死や自殺に追い込まれる。営業用の車にタイヤロックをかけられて、商売ができなくなった業者が一家心中するなど、痛ましい事件も続発しています。こうした「収納率向上」への圧力は、「広域化・都道府県単位化」のかけ声のもとでさらに強化されています。しかし、国保税の負担が重すぎて払えないという根本問題を改善しないまま、

督促や差し押さえを強化しても、住民を追い込み、苦しめるだけです。差し押さえをうければ、生業がなりたたなくなり廃業においこまれかねない被保険者もいます。被保険者の生活実態をよく聞き、親身に対応する相談・収納業務に転換すべきです。見解を求めます。

3、子どもの貧困対策

●基本的姿勢

子どもの貧困率が年々悪化し、国民生活基礎調査では2012年16, 3%と過去最悪を更新しました。政府も昨年子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、8月29日には、子どもの貧困対策に関する大綱を「閣議決定」しました。大綱は、「教育支援」「生活支援」「保護者への就労支援」「経済的支援」「調査研究」を柱として、都道府県に子どもの貧困対策計画（努力義務）の策定を求めています。

以前のような食べ物や着る物が無いという絶対的貧困とは異なりますが、教育機会や文化的体験の格差が著しく、実質的に子どもの成長にハンディとなっており、現状を放置することは許されません。貧困の連鎖と固定化を断ち切る課題に真正面から向き合い、総合的な対策を講ずることが求められています。子どもの貧困対策に取り組む基本姿勢について見解を求めます。

●ひとり親世帯への支援

○児童扶養手当の拡充について

貧困率が高いのはひとり親世帯で、その大半は母子家庭です。しかし児童手当、児童扶養手当など母子家庭への支援が諸外国に比べても少額となっています。現在、児童扶養手当はひとり親、祖父母等に対して支給されていますが、多くの世帯が経済的に非常に不安定な生活となっているなか、児童扶養手当は子育てしている家庭への生活を支える大きな役割を果たしています。支給は現在4か月に1回となっていますが、大変厳しい生活をしていますので、せめて

年金支給と同じように2か月に1回の支給にして手当制度を活用しやすくしてほしいという要望が寄せられています。見解を求めます。

○正規雇用へと結びつける就労支援対策

一人親世帯では、賃金水準の低い非正規雇用の親が多く、職場を2～3か所も掛け持ちで働いている人もいます。保育所不足もあって働く時間も制限され、不安定就労では、就労につなげても貧困から脱却するのは困難な現状があります。就労が家族の自立へ結びつくように正規雇用へと結びつける就労支援対策を強めるべきではないでしょうか。見解を求めます。

●教育への支援

○義務教育の完全無償化

憲法26条は「義務教育は無償」をうたっています。教育基本法は第4条は「教育の機会均等」を規定し、3項は、経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならないと定めています。

しかし義務教育でも、教科書は無償だが、就学援助はあるものの、保護者負担が重くのしかかっているのが現状ではないでしょうか。景気低迷により、就学援助世帯が年々増加の一途にあることにも色濃く現れています。

義務教育の完全無償化へ向けて施策の拡充が必要です。見解を求めます。

○高校・大学教育への支援

日本は高校・大学教育をうける子供への公的支援が非常に乏しい状況にあります。授業料が高く、進学率は親の収入に強く影響されています。奨学金も返済型がほとんどで、卒業後に返済に苦しく人が多く、貧困家庭のこどもの進学率は一般に比べ著しく低いのが現状です。

高校・大学の授業料無償化や給付型奨学金を拡充して、進学意欲がある子どもへの支援を強化・拡充することが求められていると考えます。見解を求めます。

4、生活保護

改定生活保護法が7月1日から施行されました。1950年に改定されて以来の大幅な改定となりました。

国会の審議では、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護をおこない、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」生活保護法第1条や第2条「無差別平等」の原則、第3条「健康で文化的な最低生活」、第9条「必要即応の原則」など、総則、保護の理念・原則などは変わらないこと。

また第24条改定案で、「保護の申請にあたって、申請書並びに内容を証明する書類の提出を義務づける」内容が規定されたことが、水際作戦を合法化するものと懸念され大きな問題となりましたが、「法律的な位置づけを条文上明確にした」ということであつて、実際の運用を一切変えることはないこと。

さらに扶養義務については、扶養は単に優先するものであつて生活保護法では受給の要件ではないことなど、扶養義務の照会は極めて限定的におこなうことが明確にされています。

改定された生活保護法に対する基本姿勢について見解を求めます。